

## 企画競争実施に関する公示

平成 22 年 6 月 21 日

国土交通省国土交通政策研究所 所長 服部 敏也

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

(1) 業務名：物流から生じる CO<sub>2</sub> 排出量のディスクロージャーの手法及び普及に関する調査研究

(2) 業務内容：

温室効果ガス排出量の削減については、全世界共通の課題であり、日本においても、自国の温室効果ガス排出量を 2020 年に 1990 年比 25%削減するとの目標を政府が表明し、今後、産業・運輸・業務・家庭の各部門において、目標達成に向けた更なる取組みが必要とされている。

運輸部門の内、物流分野においては、政府や民間企業により、これまでに様々な CO<sub>2</sub> 削減のための対策がとられてきており、近年、国内貨物輸送からの CO<sub>2</sub> 排出量は低減の傾向にあるが、企業活動のグローバル化に伴い、国境を越えたモノの流れが活発化している中、今後はサプライチェーン全体からの環境負荷を低減していくこと等、更に進んだ取組みが求められている。

そこで、国土交通政策研究所では、荷主企業の物流に関する環境情報の開示について、エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）など既存の法制度が定着していることを踏まえつつ、今後の更なる取組みとして、サプライチェーン全体をとらえて、具体的にいかなることができるかについて、調査研究を実施してきた。昨年度は、

①個別企業ベースから連結企業グループベースでの把握・開示

②海外物流の把握状況及び統一かつ比較可能な計測手法の確立を目的とした手引き（規制ではなく、あくまで企業の自主的な取組みを促すボランティアなもの）の素案を作成し、省エネ法特定荷主等に対して、手引き（素案）への意見を募集したところである。

本業務では、引き続き、手引き（素案）の検証・改訂を行い、更には荷主企業に活用して頂くことを念頭に、普及啓発に向けた調査研究を実施するものである。

(3) 履行期限：平成 23 年 3 月 18 日（金）を予定

### 2. 企画競争参加資格要件

本業務への参加は次の要件を満たしていることが必要である。

(1) 競争参加資格

①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

②平成 22・23・24 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者である

こと。(但し、地方自治体を除く)

③国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術者要件

①本業務への配置を予定する技術者(以下「配置予定技術者」という。)として、少なくとも3名登録すること。

②配置予定技術者の中から、本業務を管理・監督する「管理技術者」を1名置くものとする。

3. 特定手続の概要

(1) 手続の流れ

①上記の参加資格条件を満たす者は、本調査の企画及び実施に関する書類(以下「提案書」という)を提出する。

②提出された提案書の審査を行い、1者を特定する。

(2) 提案書の評価項目

①企画提案に係る調査内容

②企画提案に係る調査方法

③企画提案に係る業務実施体制

④配置予定技術者の手持ち業務の契約金額及び件数

4. 特定手続に係る諸事項

(1) 担当者

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館15階  
国土交通省 国土交通政策研究所 主任研究官 三宅  
研究官 亀田

TEL : 03-5253-8111 (内線 53-838)

FAX : 03-5253-1678

e-mail: kameda-y25z@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

本業務に係る概要、手続き、評価基準等について示した説明書について、以下のとおり交付する。

○交付期間：平成22年6月21日(月)から平成22年7月6日(火)  
18:00まで

○交付方法：電子メール又は上記(1)において手交する。

(3) 説明会

開催日時：平成22年6月25日(金) 10:30~11:30

開催場所：東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館15階海事局会議室

※説明会への出席は任意とする。

※出席希望者は、前日6月24日(木) 17:00までに連絡すること。

(4) 提案書の提出期限、方法

提出期限：平成22年7月13日(火) 12:00まで

提出方法：上記(1)に持参、又は郵送で提出する。

(5) 企画提案に関するヒアリング

提案書の提出の提出期限の日以後、評価の参考とするため、提案書の提出者からヒアリングを行う。実施日時、場所は別途連絡する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は4.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、特定後においても提案書の記載内容の変更は原則として認めない。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 契約保証金は免除する。
- (8) 契約書は作成する。
- (9) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (10) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (11) その他の詳細は説明書による。